

# 系統金融検査マニュアル別冊〔農林漁業者・中小企業融資編〕

## 【目次】

《本書の構成》	
■ 1. はじめに	5
■ 2. 検証ポイント	7
■ 3. 検証ポイントに関する運用例	21
● 事例1 「企業の実態的な財務内容について」	23
● 事例2 「多額の代表者報酬により赤字となっていることについて」	25
● 事例3 「代表者の資力を法人・個人一体とみることについて」	27
● 事例4 「代表者の長男の支援について」	29
● 事例5 「技術力について」	31
● 事例6 「技術力に関する大手企業との取引状況や金融機関の評価態勢について」	33
● 事例7 「販売力について」	35
● 事例8 「商品実績や新規販売経路の開拓について」	37
● 事例9 「代表者等個人の信用力や経営資質について」	39
● 事例10 「業種の特性について」	41
● 事例11 「収支計画の具体性及び実現可能性について」	43
● 事例12 「経営改善状況と今後の見通しについて」	45
● 事例13 「経営改善計画を下回っているものの十分なキャッシュフローが確保されている場合、または、その見込みが確実な場合等について」	47
● 事例14 「外部要因による一時的な影響により経営改善計画を下回った場合について」	49
● 事例15 「支援の意思と再建の可能性について」	51
● 事例16 「貸出条件及びその履行状況について」	53
● 事例17 「貸出条件の変更に至った要因の検討について」	55
● 事例18 「書替え継続中の手形貸付に係る貸出条件緩和債権（元本返済猶予債権）の取扱いについて(1)」	57
● 事例19 「書替え継続中の手形貸付に係る貸出条件緩和債権（元本返済猶予債権）の取扱いについて(2)」	59

● 事例20	「法定耐用年数内での期限延長を行った場合の貸出条件緩和債権（元本返済猶予債権）の取扱いについて」	61
● 事例21	「信用保証協会保証付貸出金に対し期限延長を行った場合の貸出条件緩和債権（元本返済猶予債権）の取扱いについて」	63
● 事例22	「担保・保証等で保全されている場合の貸出条件緩和債権（元本返済猶予債権）の取扱いについて」	65
● 事例23	「債務者の状況が好転し信用リスクが軽減した場合の貸出条件緩和債権の取扱いについて（いわゆる卒業基準）」	67
● 事例24	「経営再建計画に沿った経営再建が見込まれる場合の貸出条件緩和債権の取扱いについて（いわゆる卒業基準）」	69
● 事例25	<b>【削除】</b>	
● 事例26	「要注意（要管理）先債務者において、経営再建計画に沿って、既存の債務を資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）に転換した場合の取扱い」	71
● 事例27	「一時的かつ外部的な影響により赤字や債務超過となった企業の判断」	73
● 事例28	「一過性の減収による経済事業の購買未収金の延滞について」	75
● 事例29	「農外所得による農家経済余剰と経営改善計画について」	77
● 事例30	「経営移譲による経営改善の実現可能性について」	79
● 事例31	「経営改善（永年生作物の品種及び栽培形態の転換）途上における収支悪化について」	81
● 事例32	「漁船漁業における新船購入等設備の更新について」	83
● 事例33	「漁業資源回復の取組に伴った貸付条件の変更について」	85
● 事例34	「技術力の不足による一時的減収について」	87
● 事例35	「経営改善計画を下回っているものの、赤字の改善が図られてきており、十分なキャッシュフローの確保が見込める場合について」	89

☆「事例25」は削除されています。

## 1. はじめに

系統金融検査マニュアルに基づく検査を適正に推進する上で、債務者区分の判断は最も重要なものの一つであるが、系統金融検査マニュアルにおいては、農林漁業者、中小・零細企業等の債務者区分の判断について、「特に、農林漁業者、中小・零細企業等については、当該債務者の財務状況のみならず、当該債務者の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該債務者の経営実態を踏まえて判断するものとする。」等としている。

検査に当たっては、当該系統金融機関が自己査定を行う際のあらゆる判断材料の把握に努め、農林漁業者、中小・零細企業等の経営の実態に応じた適切な債務者区分の確保に努めるべきことはもちろんであり、今後とも、系統金融検査マニュアルを機械的・画一的に適用することのないよう十分留意することが必要である。

こうした中、平成14年2月に政府から発表された「早急に取り組むべきデフレ対応策」において、経営実態に応じた検査の運用確保策のひとつとして、中小・零細企業等の債務者区分の判断について、金融検査マニュアルの具体的な運用例を作成し、公表することが盛り込まれた。

こうした情勢に対応し、系統金融機関に対する検査においては、中小・零細企業等に加えて、農林漁業者も含めた債務者区分の運用例を示すことが重要との視点から、平成14年8月に系統金融機関の債務者の経営実態の把握の向上に資するため、系統金融検査マニュアルの農林漁業者、中小・零細企業等の債務者区分の判断に係る検証ポイント及び検証ポイントに係る運用例（以下、「検証ポイント等」という。）からなる「系統金融検査マニュアル別冊 [農林漁業者・中小企業融資編]」を作成し、公表したところである。

その後、本別冊を踏まえて検査が行われてきたところであるが、債務者である農林漁業者等の実情に即したきめ細かな実態把握に一層努めるため、その内容が農林漁業者等の実態により即したものとなるよう、今般、改正を行うこととした。

農林漁業者、中小・零細企業等の債務者区分の判断に当たっては、何よりも系統金融機関自らが、日頃の債務者との間の密度の高いコミュニケーションを通じて、その経営実態の適切な把握に努めることが重要である。

事例

No. 1

No. 2

No. 3

No. 4

No. 5

No. 6

No. 7

No. 8

No. 9

No.10

No.11

No.12

No.13

No.14

No.15

No.16

No.17

No.18

No.19

No.20

No.21

No.22

No.23

No.24

削除

No.26

No.27

No.28

No.29

No.30

No.31

No.32

No.33

No.34

No.35

今回の本別冊の改正においては、系統金融機関が

- (1) 継続的な現地訪問等を通じて農林漁業者及び企業の技術力・販売力や経営者の資質といった定性的な情報を含む経営実態の十分な把握と債権管理に努めているか、
- (2) きめ細かな経営相談、経営指導等を通じて積極的に企業・事業再生に取り組んでいるか

といった、いわば系統金融機関による「債務者への働きかけ」の度合いを重視し、債務者区分の判断等においてもこの点を十分勘案することとした。

検証ポイント等は、系統金融検査マニュアルに基づく検査に当たって、与信先的確な経営実態の把握の向上を図り、もって農林漁業者、中小・零細企業等の適切な債務者区分の判断に資するために作成したものであり、系統金融機関に新たな資産査定基準を課すといった性格のものではなく、また、金融業態によりその判断基準に差を設けるというものではない。

なお、本検証ポイント等の適用に当たっても、字義通りの取扱いを行うことなく、系統金融機関と十分な意見交換を通じて、債務者の経営実態の把握に努め、機械的・画一的な運用に陥らないよう留意する必要がある。

(注) 系統金融検査マニュアル別冊〔農林漁業者・中小企業融資編〕は、系統金融検査マニュアル及び系統共済検査マニュアル共通のものとする。

## 2. 検証ポイント

農林漁業者、中小・零細企業等の債務者区分については、その特性を踏まえて判断する必要があるが、その際の検証ポイントは、以下のとおりである。

なお、農林漁業者の場合は、法人としての企業形態をとらず、個人経営（家族経営）となっていることが多いが、債務者区分の判断に当たっての考え方は、中小・零細企業等と基本的に同様であり、債務者の資産、農外所得等を十分に検証し、経営実態の的確な把握に努めることが肝要である。

また、次のような農林漁業者及び中小・零細企業等の特性にも留意する必要がある。

① 農林漁業者及び中小・零細企業は、総じて気象条件や景気の影響を受けやすいなど、一時的な収益悪化により赤字に陥りやすい面がある。

② 自己資本が大企業に比べて小さいため、一時的な要因により債務超過に陥りやすい面がある。

また、大企業と比較してリストラの余地等も小さく黒字化や債務超過解消までに時間がかかることが多い。

③ 中小・零細企業に対する融資形態の特徴の1つとして、設備資金等の長期資金を短期資金の借換えの形で融資しているケースがみられる。

以上のような農林漁業者及び中小・零細企業の経営・財務面の特性や中小・零細企業に特有の融資形態を踏まえ、赤字や債務超過が生じていることや、貸出条件の変更が行われているといった表面的な現象のみをもって、債務者区分を判断することは適当ではない。

したがって、取引実績やキャッシュフローを重視して検証するとともに、貸出条件の変更の理由や資金の使途、性格を確認しつつ、債務者区分の判断を行う必要がある。

おって、検証においては、これらの検証ポイントに加え、系統金融機関が自己査定を行う際のあらゆる判断材料の把握に努め、債務者の経営実態を総合的に勘案して債務者区分の判断を行うことが必要である。

### 【系統金融検査マニュアル及び検証ポイント】

(系統金融検査マニュアル) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)		検 証 ポ イ ン ト
項目	1.債権の分類方法 自己査定結果の正確性の検証	
(3)債務者区分	債務者区分は、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性に見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関	<b>1. 代表者等との一体性</b> 農林漁業者、中小・零細企業等の場合、企業等とその代表者等との間の業務、経理、資産所有等との関係は、大企業のように明確に区分・分離がなされておらず、実質一体となっている場合が多い。 したがって、農林漁業者、中小・零細企業等の債務者区分の判断に当たっては、当該企業等の実態的な財務内容、代表者等の

(系統金融検査マニュアル) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)		検 証 ポ イ ン ト
項目	1.債権の分類方法 自己査定結果の正確性の検証	
②要注意 先	<p>等の支援状況等を総合的に勘案し判断するものである。 特に、農林漁業者、中小・零細企業等については、当該債務者の財務状況のみならず、当該債務者の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該債務者の経営実態を踏まえて判断するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>ロ. 赤字企業等の場合、以下の債務者については、債務者区分を正常先と判断して差し支えないものとする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>（ロ） 中小・零細企業等で赤字となっている債務者で返済能力について特に問題がないと認められる債務者。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容等について、次のような点に留意し検討する必要がある。 ただし、代表者等との一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている企業の取扱いについて「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえる必要があることも留意する。 なお、代表者等には、例えば、代表者の家族、親戚、代表者やその家族等が経営する関係企業等当該企業の経営や代表者と密接な関係にある者などが含まれる。</p> <p><b>(1) 債務者の実態的な財務内容</b> 代表者等からの借入金等については、原則として、これらを当該企業等の自己資本相当額に加味することができるものとする。 なお、代表者等が返済を要求することが明らかになっている場合には、この限りではない。 また、当該企業等に代表者等への貸付金や未収金等がある場合には、その回収可能性を検討し回収不能額がある場合には当該企業等の自己資本相当額から減額する。</p> <p><b>(2) 代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容等</b> イ. 例えば、企業等が赤字で返済能力がないと認められる場合であっても、代表者等への報酬や家賃等の支払いから赤字となり、金融機関への返済資金を代表者等から調達している場合があるので、赤字の要因や返済状況、返済原資の状況を確認する。 ロ. 代表者等の収入状況については、個人については個人収支や資金繰り等、関係企業については企業収支や資金繰り等により確認する。 ハ. 代表者等の預金や有価証券等の流動資産及び不動産（処分可能見込額）等の固定資産については、返済能力として加味することができる。 なお、その場合に、代表者等に係る借入金がある場合にはその額を控除す</p>
③破綻懸 念先	<p>特に、中小・零細企業等については、必ずしも経営改善計画等が策定されていない場合があり、この場合、当該企業等の財務状況のみならず、当該企業等の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業等の経</p>	

系統金融検査マニュアル別冊〔農林漁業者・中小企業融資編〕

【平成26年4月】

[定価 本体500円＋税]

---

発行日 2014年6月4日 第1刷  
発行所 株式会社 経済法令研究会  
〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21  
電話 代表03(3267)4811 制作03(3267)4897

---

無断複製・転用を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えいたします。